

第4章 職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示

平成29年において、行政執行法人の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、1件である。

1 改正概要

独立行政法人統計センター

平成27年4月1日の組織改編で、内部監査を行う監査室及び経営戦略を担う部門を格上げして経営審議室を新設するなどし、職が新設・改廃され、さらに、組織改編を踏まえて労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、7月2日の第661回審査委員会で決定し、8月28日、告示した。

2 告示

○ 中央労働委員会告示第1号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

平成29年8月28日

中央労働委員会会長 山川 隆一

改正後	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="810 261 855 464">勤務箇所</td> <td data-bbox="652 261 810 464">独立行政法人統計センタ―</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 464 855 756">労働組合法第二十条第一号に規定する者</td> <td data-bbox="652 464 810 756"> 経営審議室長、部長、次長、参事、課長、主幹、監査室長、室長（経営審議室長及び監査室長を除く。）（財務企画監理副課長、マネージャー、課長代理（人事）） 労務又は経理の事務を担当する者に限る。） 人事、労務又は経理担当の係長 </td> </tr> </table>	勤務箇所	独立行政法人統計センタ―	労働組合法第二十条第一号に規定する者	経営審議室長、部長、次長、参事、課長、主幹、監査室長、室長（経営審議室長及び監査室長を除く。）（財務企画監理副課長、マネージャー、課長代理（人事）） 労務又は経理の事務を担当する者に限る。） 人事、労務又は経理担当の係長
勤務箇所	独立行政法人統計センタ―				
労働組合法第二十条第一号に規定する者	経営審議室長、部長、次長、参事、課長、主幹、監査室長、室長（経営審議室長及び監査室長を除く。）（財務企画監理副課長、マネージャー、課長代理（人事）） 労務又は経理の事務を担当する者に限る。） 人事、労務又は経理担当の係長				
改正前	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="810 767 855 986">勤務箇所</td> <td data-bbox="519 767 810 986">独立行政法人統計センタ―</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 986 855 1275">労働組合法第二十条第一号に規定する者</td> <td data-bbox="519 986 810 1275"> 部長、次長、課長、主幹、マネージャー、室長、企画監、首席研究員、副課長、副マネージャー、課長代理、統計製表職（庶務、管理及び企画担当の者に限る。）（統計情報技術職（管理担当の者に限る。））（総括研究員（庶務管理及び企画担当の者に限る。）） 人事、労務、文書又は経理担当の係長、専門職、上級製表職（庶務、管理及び企画担当の者に限る。）（上級情報技術職（管理担当の者に限る。）） 人事担当の係員 </td> </tr> </table>	勤務箇所	独立行政法人統計センタ―	労働組合法第二十条第一号に規定する者	部長、次長、課長、主幹、マネージャー、室長、企画監、首席研究員、副課長、副マネージャー、課長代理、統計製表職（庶務、管理及び企画担当の者に限る。）（統計情報技術職（管理担当の者に限る。））（総括研究員（庶務管理及び企画担当の者に限る。）） 人事、労務、文書又は経理担当の係長、専門職、上級製表職（庶務、管理及び企画担当の者に限る。）（上級情報技術職（管理担当の者に限る。）） 人事担当の係員
勤務箇所	独立行政法人統計センタ―				
労働組合法第二十条第一号に規定する者	部長、次長、課長、主幹、マネージャー、室長、企画監、首席研究員、副課長、副マネージャー、課長代理、統計製表職（庶務、管理及び企画担当の者に限る。）（統計情報技術職（管理担当の者に限る。））（総括研究員（庶務管理及び企画担当の者に限る。）） 人事、労務、文書又は経理担当の係長、専門職、上級製表職（庶務、管理及び企画担当の者に限る。）（上級情報技術職（管理担当の者に限る。）） 人事担当の係員				